

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、<u>三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項</u>の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中九の項、<u>二十の項から三十の項までの項</u>の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一</p>	<p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、<u>三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項</u>の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中九の項、<u>二十一の項から三十一の項までの項</u>の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一</p>

部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 水質基準省令の表中、一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中九の項、二十の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中十三の項、十五の項から十九の項までの項及び四十四の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五〇八 (略)

2 (略)

(雑用水に関する衛生上必要な措置等)

第四条の二 令第二条第二号ロに規定する措置は、次の各号に掲げるものとする。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合又は第三条の十九に規定する目的以外の目的のための水(旅館における浴用に供する水を除く。以下「雑用水」という。)を水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。

部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 水質基準省令の表中、一の項、二の項、六の項、十の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中十三の項、十五の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五〇八 (略)

2 (略)

(雑用水に関する衛生上必要な措置等)

第四条の二 令第二条第二号ロに規定する措置は、次の各号に掲げるものとする。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合又は第三条の四に規定する目的以外の目的のための水(旅館における浴用に供する水を除く。以下「雑用水」という。)を水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。

一〇六 (略)

2 (略)

第七条 法第七条第一項第一号の規定により前条各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一〇三 (略)

四 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条

第一項に規定する第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

五 (略)

六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十四条第一

項に規定する第一種電気主任技術者免状若しくは第二種電気主任技術者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

七 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十二条の

一〇六 (略)

2 (略)

第七条 法第七条第一項第一号の規定により前条各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一〇三 (略)

四 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条

第一項に規定する第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

五 (略)

六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十四条第一

項に規定する第一種電気主任技術者免状若しくは第二種電気主任技術者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

七 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十二条の

規定により衛生管理者の免許を受けた後、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第七条第一項第五号イに掲げる事業場において専任の衛生管理者として五年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は五年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者（学校教育法第九十条の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者に限る。）

八・九（略）

第十八条 試験を受けようとする者は、様式第五号による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

一（略）

二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

（報告、検査等）

第二十一条（略）

2 法第十一条第一項及び第十二条の五第一項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、法第十一条第二項において準用する法第七条の十五第二項及び法第十二条の五第二項において準用する法第七条の十五第二項の規定によりその携帯する証明書は、別に定め

規定により衛生管理者の免許を受けた後、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第七条第一項第五号イに掲げる事業場において専任の衛生管理者として五年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は五年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者（学校教育法第九十条の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者に限る。）

八・九（略）

第十八条 試験を受けようとする者は、様式第五号による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

一（略）

二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

（報告、検査等）

第二十一条（略）

2 法第十一条第一項及び第十二条の五第一項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、法第十一条第二項において準用する法第九条の十二第二項及び法第十二条の五第二項において準用する法第九条の十二第二項の規定によりその携帯する証明書は、別に定め

る。

第二十八条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ・ロ (略)

ハ その内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ (略)

六 (略)

(登録の申請)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 法第十二条の二第一項第三号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十六条の三第二号に規定する者である

る。

第二十八条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ・ロ (略)

ハ その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ (略)

六 (略)

(登録の申請)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 法第十二条の二第一項第三号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十六条の二第二号に規定する者である

ことを証する書類

三 第二十六条の三第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面

四 (略)

5・6 (略)

7 法第十二条の二第一項第六号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条の三第四号に規定する者であることを証する書類

四 第二十八条の三第五号に規定する研修の実施状況を記載した

書面

五 (略)

8・9 (略)

(指定の申請)

第三十四条 (略)

2 前項の指定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～四 (略)

五 法第十二条の六第二項に掲げる業務(以下この条及び次条において「指定団体の業務」という。)の実施に関する基本的な

計画

ことを証する書類

三 第二十六条の二第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面

四 (略)

5・6 (略)

7 法第十二条の二第一項第六号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条の二第四号に規定する者であることを証する書類

四 第二十八条の二第五号に規定する研修の実施状況を記載した

書面

五 (略)

8・9 (略)

(指定の申請)

第三十四条 (略)

2 前項の指定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～四 (略)

五 法第十二条の六第二項に掲げる事業の実施に関する基本的な

計画

六 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

七 指定団体の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前各号に掲げるもののほか、次条に規定する要件に適合することを説明した書類

(指定の基準)

第三十四条の二 厚生労働大臣は、法第十二条の六第一項の規定により指定の申出をした一般社団法人が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 前条第二項第五号に規定する計画について、指定団体の業務の適確な実施のために適切なものを作成していること。

二 指定団体の業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 指定団体の業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって指定団体の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(業務の一部委託の申請)

第三十六条 指定団体は、法第十二条の六第三項の規定によりその業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければなら

六 資産の種類及びこれを証する書類

(新設)

(新設)

(新設)

(業務の一部委託の申請)

第三十六条 指定団体は、法第十二条の六第三項の規定によりその業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければなら

ない。

一・二 (略)

三 委託しようとする業務内容及び範囲

四 (略)

ない。

一・二 (略)

三 委託しようとする事業内容及び範囲

四 (略)